

令和3年 第5回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第5回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年5月24日(月)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年5月24日 午前9時30分				
	閉会	令和3年5月24日 午前10時50分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番3番	神宮司 順子		席番5番	安樂 兼義	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野		事務局次長	中水	
	主幹兼農地係長	佐々木		主幹兼農地係長	竹之内	
	農地係長	圖師		主任主査	桑水	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	—	9	垣内 りえ子	—
2	竹田 憲男	—	10	立根 重信	—
3	今市 光則	—	11	道山 幸治	—
4	熊野 廉太郎	—	12	脇田 祐二	—
5	原田 純一	—	13	春田 豊美	—
6	田尾 昭三	—	14	中之内 瑞穂	—
7	坪田 則義	—	15	工藤 雅彦	—
8	池袋 良子	○	16	山下 直樹	—

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 40 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 43 号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第 44 号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p> <p>議案第 46 号 農業委員会活動の令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>議案第 47 号 農業委員会活動の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和3年第5回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番3番、神宮司委員と、席番5番、安樂委員を指名いたします。よろしくお祈いします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、脇田 廣昭委員の報告を3件、一緒にお願いします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>それでは、4月の総会で依頼のありましたあっせんにつきまして成立しましたので報告いたします。議案書4ページあっせん成立番号19です。所在・地目等は記載の通りで、場所は市役所松山支所から北へ2.5kmほどのところ。譲受人は松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。農機具はトラクター2台・軽トラ2台保有されております。車で2分のところにあります。あっせん価格は250,000円でした。あっせん委員は工藤委員と脇田でした。次に、1月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、畑の法面も高く管理に労力を要することもあり5ヶ月がんばってきましたが、非常に厳しい面もあったことで5月21日で本人により取り下げの申請が出されましたので本人了承のもと今回で打ち切りたいと思います。</p> <p>次に4月の臨時総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、少し興味を持たれている方がいらっしゃいますので引き続き活動をしていきたいと思ひます。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦勞さまでした。ただ今、脇田委員から、〇〇さんの土地について取り下げの報告がありましたが、報告どおり、取り下げとすることに、ご異議ありませんか</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしということですので、取り下げといたします。次に、福岡 裕幸委員の報告をお願いします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました〇〇さんの分ですが、なかなか難しい状況では</p>

<p>議長 萩迫 委員 井久保</p>	<p>ありますが、引き続き活動を継続していきたい思います。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。次に、井久保委員の報告をお願いします。</p> <p>あっせん活動中の報告をします。4月の総会で依頼のありました農地のあっせんです。4月24日に代理人〇〇さん宅に伺いあっせんの担当になったことを伝え現在耕作をしている伊崎田の製茶業の方を第1候補者と考えあっせん畑購入の交渉に行きましたが、社長不在で工場にいらっしゃった息子さんと話をしたところ、製茶業は多忙期で5月中旬まで落ち着いて検討する余裕がないということでしたので、5月20日頃に再度伺いすることとし活動を中断しておりましたが、5月16日に再交渉のため電話したところ、場所が遠方のため、畑を買うまで意思はないと社長の弁でした。その旨谷宮委員に連絡を行い、志布志地区の製茶業の方を次の候補者として打診中です。あっせん活動は継続をお願いします。以上です。</p>
<p>議長 萩迫 委員 上野</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、上野委員の報告をお願いします。</p> <p>4月の総会で依頼のありました分ですが、あっせんが成立しましたので来月は報告出来ると思います。以上であります。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について、報告します。</p> <p>4月26日、大隅地区農業委員会連絡協議会の令和2年度監査を松山支所にて行いました。</p> <p>5月18日、曾於地域農業改良普及推進協議会の令和2年度監査を松山支所にて行いました。</p> <p>次に、日程第4、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、10件の申請でございます。</p> <p>まずは、6ページ、番号52番を審議いたします。番号52番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。〇〇さんの、入室を許可いたします。</p>
<p>会場</p>	<p>(〇〇氏 入室)</p>
<p>議長 萩迫 農地係長 竹之内</p>	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請の番号52番について説明申しあげます。議案書は、6ページです。譲渡人は、曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん64歳で、譲受人は、曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん67歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が2筆で4,884㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定</p>

		<p>農業者ではありませんでしたので、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、志布志市街地から県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進行し、上田之浦地区山村研修センターから北へ270m進み、左手の農道に侵入し、北へ800m進み、右折し80m進んだ右手側に1筆、同農道を北へさらに200m進んだ左手に1筆あります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料10ページのとおりでございますが、申請地には水稻を作付けしていくとの事でございます。通作距離は、自宅から約2kmとのことです。申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。以上で、番号52番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
委員	山下	<p>まずは、申請地と自宅との通作距離はどのくらいですか。また、申請地には何を作付けする予定でしょうか。</p>
要請者		<p>車で、3分くらいです。申請地には、水稻を作付けする予定です。</p>
議長	萩迫	<p>他にありませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>他に、ございませんか。ご意見もないようで ございますので、ここで、要請者の方には、退席をお願いいたします。お忙しいところ、ありがとうございました。</p>
会場		(要請者 退席)
議長	萩迫	<p>お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めまます。次に、番号53番を審議いたします。吉野委員説明をお願いしまます。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号53を報告いたします。譲渡人は、埼玉県川越市大字藤間〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん72歳です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん78歳です。申請地は、議案書</p>

		<p>に記載されている通りでございます。申請地の場所は、港湾道路を北へ上がっていきますと、登坂車線が終るところの左側にホンダプリモがありその角地を200m行った住宅地の内にある交差点の左角地になります。〇〇さんからは2・3分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で甘藷・水稻を栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、農機具等もトラクター2台・田植え機・コンバインを保有されております。この土地は、奥さんの弟さんが財産分けの土地で、〇〇さんが反当1,500,000円で買い取ったところでは、</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。次に、番号54番を審議いたします。橋口委員説明をお願いします。
委員	橋口	<p>会長より依頼のありました番号54を報告いたします。譲渡人は、曾於市末吉町二之方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、下柳のバス停から西へ500m行き、そこから北へ300m進んだところでは、譲受人宅からは徒歩で4分のところにあります。〇〇さんは、主に甘藷を栽培されており、申請地にも、甘藷を作付けする予定とのことです。また、農機具等もトラクター3台・ツル切機1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに

		ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号55番を審議いたします。井久保委員説明をお願いします。
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました議案39号番号55を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん63歳です。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん72歳です。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、国道220号線を串間方面へ進むと、右側に外岩戸ガソリンスタンド左側にファミリーマート志布志天神店があります。そのファミリーマート志布志天神店からさらに150m進み左折して小さな路地を入り50m先に天神稻荷神社があります。その神社の敷地の西側に隣接する農地で現況が畑となっておりますが、梅の木の樹園地です。樹園地であることは事務局にも確認を取りました。本人宅からは車で2・3分のところですが、〇〇さんは、水産会社の会長で会社の経営を後継者の長男に引き継いだのを機に以前から興味があった農産物の生産・収穫に取り組んでみたいとのことでした。資料11ページの〇〇さんの営農計画書をご覧ください。申請地は梅林で譲渡人家族が梅の実の出荷を行っていましたが、母親の高齢化や本人の体調不良により経営の継続が困難になってきたとのこと、譲受人が経営を引き継ぐ形で梅林を管理し、梅の実の生産・販売をしたいということでした。また、思うところがありまして新しい梅苗を育てているので改良改善を加えていきたいとのことでした。譲受人は芝の育成も関心をもたれ自己所有の畑に芝の植え付けと収穫は専門業者に依頼し追肥・除草等の作業は自分で行うとのことでした。トラクター等の大農機具は保有しませんが芝管理機を導入するとのことでした。本人及び妻の農作業従事日数は150日・100日と少ないですが、今後は増えることが予測されます。また、権利取得後の農地面積は、3,423㎡となります。下限面積30アールを超えております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われ、また、周囲の状況からも支障はないと思われ、ご審議方よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 56 番を審議いたします。番号 56 番・ 番号 57 番と 8 ページ番号 58 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受け たいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、安楽委員説明を 3 件いっしょにお願いし ます。
委員	安楽	<p>会長より依頼のありました番号 56・57・58 を報告いたします。まず、56 の譲渡人は、日置市伊集院町妙円寺〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 42 歳です。譲受人は、志布志町夏井〇〇番地にお住まいの〇〇さん 47 歳で す。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、 国道 220 号線を夏井方面へ向かい夏井大橋手前を左折し 10m 先を左折し 50 m 行ったところにあります。譲受人宅からは車で 5 分のところにあります。</p> <p>続きまして、番号 57 について報告します。譲渡人は、宮崎県宮崎市小松 台北町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 61 歳です。譲受人は、番号 56 と同 じく〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。 申請地の場所は、夏井向原字は、国道 220 号線を夏井方面へ向かい伊藤運送 の 50m 先を右折し 50m 先を左折し 100m 行ったところ左手にあります。ま た、夏井字土光は、同じく国道 220 号線を夏井方面へ向かい伊藤運送から 300m 先の道路沿いの右手にあります。譲受人宅からは車で 3 分のところ にあります。</p> <p>続きまして、番号 58 について、譲渡人は、鹿児島市田上台〇丁目〇〇番 〇号にお住まいの〇〇さん 58 歳です。譲受人は、先程の番号 56 と同じく〇 〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地 の場所は、国道 220 号線を夏井方面へ向かい伊藤運送の 50m 先を右折し 50 m 先を左折し 100m 行ったところ左側にあります。譲受人宅からは車で 3 分 のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、新規就農者であり、申請地には、甘藷を作付けする予定との ことでした。総会資料の 12 ページに営農計画書が提出してありますのでご 覧ください。また、農機具等もトラクター 1 台・噴霧機 1 台を保有されてお</p>

		<p>りました。当面は、近くにお住まいの親戚の方の手伝いを貰いながら作業を行うとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。まずは、番号56を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	井久保	<p>譲受者の農作業従事日数が分かれば教えてください。</p>
委員	安樂	<p>〇〇さんは300日奥さんが100日とのことでした。</p>
議長	萩迫	<p>他にありませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号57番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、8ページ、番号58番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号59番を審議いたします。立山委員説明をお願いします。</p>
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号59を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市西陵〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町山重〇〇番地〇の芝用自治会にお住まいの〇〇さんです。営農計画書は13ページです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場</p>

		<p>所は、先程の高下谷公園前の市道を市役所方面へ 600m行った左手の田になります。譲受人宅からは約 6 kmのところにあります。〇〇さんは、郵便局を退職されてからご夫婦で約 20 年間甘藷・水稻・野菜等を栽培されております。申請地には、水稻を作付けする予定とのことです。また、農機具等も軽トラ・耕運機 2 台を保有されております。収穫等は、これまで通り農業公社に委託するとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。次に、番号 60 番を審議いたします。吉野委員説明をお願いします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号 60 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 58 歳です。〇〇の娘さんでございます。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 65 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、有明中学校前の市道を南下してきますと三差路があります。そこから左折し 7 番目の左の土地の隣になります。譲受人宅からは 300mのところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり夫婦で牛を養っており生産牛 18 頭子 15 頭常時 34 頭規模保有しております。農機具等もトラクター 4 台その他農機具一式を保有されております。反当 150,000 円で譲渡したとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、9ページ、番号 61 番を審議いたします。福岡 裕幸委員説明をお願いします。
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました番号 61 を報告いたします。譲渡人は、千葉県柏市藤ヶ谷〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所ですが、字柳木田 2513 番 6 はやっちくふれあいセンター入口より県道 110 号線を志布志方面へ 50m進んで最初のT字路を左折し先にある川を右折し突き当たりより手前3筆の田です。字宮向 2584 番 8 は、先程のやっちくふれあいセンター手前から新橋方面へ向かい最初の交差点を右折し田んぼ沿いに 900m進んで右折し 80m進んで右折し3筆目の田です。譲受人宅からは約 1 kmのところそれぞれあります。〇〇さんは、母と二人で主に水稻を栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター2台を保有されております。今回伯父にあたる〇〇さんから〇〇さんへの無償譲渡となるところです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって日程第4、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に日程第5、議案第40号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。11ページ、番号14番を 審議いたします。現地を調査された、坂中委員の 報告をお願いします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました議案40号番号14について報告します。調査日は5月11日 調査員は、柳井委員と田尾委員と私坂中です。譲渡人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんさんです。譲受人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会いは行政書士の〇〇さんでし</p>

た。申請地の地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、JA あおぞら西部支所から曾於地区森林組合方向へ 600m進んだところを左折し 70m進んだ左側に位置します。ちょうど宮下集落公民館の前あたりです。除外の目的は、コンテナハウス展示・展示場及び駐車場です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は公衆道路・南側は原野・西側は宅地です。排水の汚水等の排水については、溜桝を設置しまして用水路に放流することにしてあります。指導内容ですけれども、茶園が隣接しておりましてコンテナ塗料塗り替えによる塗料飛散防止、また、日照対策をするように指導いたしました。それと出入り口のところに市道の縁石が設けておりましたので、関係課と十分協議して対応するように指導いたしております。

申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。

以上のことにより、調査員協議の結果農用地より除外しても問題ないのではないかと意見の一致をみたところですので、ご審議方よろしくお願ひします。

議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

委員 井久保

質問が2点ほどありますので、議案書14ページの資料の方からですが、既存接続施設にコンテナハウス展示場・販売所・駐車場が該当するのかが疑問点であります。拡大解釈しても、ちょっと該当しないのではないかと思います。疑問点2です。農地・農業の法律相談ハンドブック68ページの駐車場の例があるのですが、ここに一般基準要件を全て満たす必要があるというのがあります。その中で①に必要な資力及び信用というのがあります。ここでは、職業がアルバイトとなってるんですが経済力はあるのでしょうか。しかも、自分の土地を転用するのなら分かるんですが、土地の価格も高いのではないかという風に思われます。それから⑤にですね、申請に関わる事業の施行に関してどこかの行政庁が関わっていると思いますので、それらの申請の許可もしくはその見込みは見えているのかお聞きします。以上です。

農地係長 圖師

ご質問にご回答いたします。まず疑問点の1番です。集落接続施設にコンテナハウス展示場・販売所・駐車場が該当するのかがというご質問ですが、集

落接続施設については、農地法施行規則の方に次のように示されております。住宅・その他申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものが集落接続施設になると記載されております。これを、説明いたしますと、まず住宅はよくある一般住宅であるとか、農家住宅が集落に接続して建設されるものが集落接続施設になります。そして、居住される者の日常生活上必要な施設、こちらは例えばその集落に住んでいらっしゃる方が使う商店でありますとか、それから簡易な診療所というものが該当になります。そして、最後の業務上必要な施設とその集落に住んでいらっしゃる方が、自分の生業上生活をすするうえで、業務上必要な施設は、集落接続として認められるというふうになっており、今回〇〇さんが経営をしたいという形でのハウス展示販売所・駐車場ですので集落接続に該当されると思われま。

あと疑問点の2番です。一般基準を満たしているのかということなのですが、まず必要な資力及び信用については、本人の経済力は、職業アルバイトとなっておりますが、現地で調査員の方が確認したところ、自動車販売会社の整備工をされていらっしゃるということです。土地の価格については、今回農振除外ということで、添付書類としてその資金証明はついてございませんが、5条申請の際には、自己資金での購入という申請ですので、預金証明または、残高証明を必ず申請の際に添付していただきますので、その添付がなければ、5条申請は受付ができないという形になっております。そういう面からも確認が取れるのではないかと考えるところです。土地の価格につきましては、申請書の方に1,000,000円これには整備費用も含まれている形で記載がされておりましたのでご報告いたします。

それから最後の分ですが、申請に係る行政の施行に関して行政庁がどこになるのか許可が必要ではないのかということでしたが、こちらも現地の方で調査員さんの方が代理人の〇〇先生の方に確認したところ、許可の必要はないという回答でしたということでした。この許可が必要ないということに関しましては、〇〇さんから、今般志布志市に提出済みの農用地利用計画変更申請につき除外申請及び農地法第5条に基づく占用の許可が下りた場合、申請地にて事業を開始し個人事業主として所定の期間に開業届を所定の機関に提出することをお約束しますと一筆いただいております。所定の機関とは、税務署が該当するということでした。以上です。

議長	萩迫	他にご意見ございませんか
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 15 番を 審議いたします。現地を調査された、安樂委員の 報告をお願いいたします。
委員	安樂	<p>会長より依頼のありました議案 40 番号 15 について報告いたします。調査日は 5 月 11 日 調査員は、井久保委員と池袋委員と私安樂です。事務局 2 名です。譲渡人は、志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会いは、行政書士の〇〇さんでした。申請地の地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、志布志市松山支所から南東方向に位置し、県道 110 号塗木・大隅線を尾野見方面へおよそ 8.3 km 進んだところを、宮下自治会方面へ左折およそ 1.8 km 進み市道稲ヶ迫・大野線を右折およそ 200m 進んだ左側に位置します。転用目的は、農家住宅・カーポート及び資材置場でございます。周囲の状況は、北側は畑・東側は用悪水路・南側は公衆道路・西側は畑でございます。排水は、東側の用悪水路を利用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 16 番を 審議いたします。現地を調査された、井久保委員の 報告をお願いいたします。

委員	井久保	<p>会長より依頼のありました議案 40 号番号 16 について報告します。調査日は 5 月 11 日 調査員は、安樂委員と池袋推進委員と私井久保です。事務局より 2 名・農政畜産課から 2 名の同行がありました。別添資料は 20 ページから 22 ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会いは、土地家屋調査士の〇〇さんでした。申請地の地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、志布志市松山支所から南東方向に位置します。尾野見小学校前の県道 499 号柿ノ木・志布志線を志布志方面へ 2.5 km 進みますと遠迫商店があります。その先の交差点を右折して上中村集落へ約 230m 進むと右側に尾野見分団の詰所がありその東側に隣接する畑です。転用目的は、許可後に農家住宅を建設するためです。周囲の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は公衆道路・西側は雑種地です。当該畑には、南東側に畑かん給水栓がありますが、申請人の代理人が曾於東部土地改良区から申請地と給水栓設備との間隔が 1m 以上あればよいとの回答を得ているとのことです。申請地の東側申請分と畑かん給水栓設備のブロックとの間隔が 1m 離れていることを確認しました。また、境界はコンクリートブロック積とし土・雨水が隣接農地に流出しないように設置する。申請地の車両の進入路は、南側の公衆道路に設けたいとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしてもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 40 号、農業振興地域整

委員	柳井	<p>備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。まず、13ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いします。</p> <p>議案41号番号3について報告します。総会資料は、23から25ページです。調査日は5月11日 調査員は、坂中委員と田尾委員と私柳井それと事務局2名で調査しました。申請人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会いは、申請人の娘婿の〇〇さんと行政書士の〇〇さんでした。申請地は有明町野井倉字坂之上 8684 番 1・地目は畑・合計面積は 487 m²です。場所は、尚志館高校から市道高尾・山之上線を西に 550m進み市道中村坂との交差点を北に 60m進んだ左手に位置するところです。転用目的は、一般住宅です。周囲の状況は、北側は畑・東側は公衆道路・南側は畑・西側は畑です。排水は集落排水です。その他で申請人の現在の住宅は、老朽化で9月には取り壊すとのこと。指導内容としては、現在娘夫婦が東側に住まわれておりまして、無断で転用されており始末書が今回提出されました。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしてもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請につ</p>

委員	<p>安樂</p> <p>いてを議題とします。最初に、15 ページ、番号 33 番を審議いたします。現地を調査された安樂委員の報告をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありました議案第 42 号番号 33 番について報告いたします。調査日は、5 月 11 日でした。調査員は、井久保委員・池袋委員と私安樂と事務局より 2 名で調査いたしました。譲渡人は、宮崎県都城市安久町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。場所は、志布志市役所本庁から北北西に位置し、志布志消防署前からファミリーマート志布志見帰店前の県道交差点を右折、市道に入りおよそ 150m 進んだ右側に位置するところです。転用目的は一般住宅です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は用悪水路・南側は宅地・西側は畑で現在は耕作はされておられません。排水は、東側の用悪水路を利用するとのこと。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。第 2 種農地は代替え地がない時に限り許可出来るとなっております。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>萩迫</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	<p>委員</p> <p>(会場 なし)</p>
議長	<p>萩迫</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	<p>委員</p> <p>(会場 異議なし)</p>
議長	<p>萩迫</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号 34 番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告をお願いします。</p>
委員	<p>井久保</p> <p>議案第 42 号番号 34 について報告いたします。調査日は、5 月 11 日火曜日、調査員は、安樂委員・池袋推進委員と私井久保で事務局より 2 名同行のもと調査いたしました。別添資料は 30 ページから 32 ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市志布志町安樂〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安樂〇〇番地〇 〇棟〇号にお住まいの〇〇さん〇〇さん夫婦です。親子関係です。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p>

		<p>申請地は、志布志町安楽字八ヶ代 1894 番地・地目は畑・面積は 1,179 m²のうち 427 m²です。申請地の場所は、安楽小学校裏を通る元鉄道線路跡を小学校から志布志市街地方向へ 1.2 km 進みそこから東へ 150m のところにあります。転用目的は一般住宅です。〇〇夫妻は現在借家住いで今回申請地を譲り受けて自己住宅を建築したといのことでした。周辺の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は用悪水路・西側は畑です。宅地側にコンクリートブロックで擁壁を設け、土・雨水が隣接農地に流出しないように処置します。宅地内の雨水は、自然流下で南側の用悪水路に導き、生活排水は、合併浄化槽を設置し南側の用悪水路へ流すとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途地域内の地域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。第 2 種農地の農地転用は、代替え地がない時に限り許可出来るとなっております。〇〇さん達は代替え地を検討したが適切な土地が他に見当たらないとの理由により申請されております。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、16 ページ、番号 35 番を審議いたします。同じく、現地を調査された井久保委員の報告をお願いします。
委員	井久保	議案第 42 号番号 35 について報告いたします。調査日と調査員は先ほど 34 番と同じです。別添資料は 33 ページから 35 ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、34 番と同じく〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。場所は、34 番と同じでするので省略いたします。転用目的は一般住宅への通路及び農地への通作路です。申請地を譲り受けて通路を確保するところです。周辺の状況は、北側は畑・東側は宅地・南側は用悪水路・西側は畑です。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途地域内の地域から概ね

		<p>500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。第2種農地の農地転用は、代替え地がない時に限り許可出来るとなっております。</p> <p>〇〇さん達は代替え地を検討したが適切な土地が他に見当たらないとの理由により申請されております。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号36番を審議いたします。番号36番は、令和3年3月総会の議案第17号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号5番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号37番を審議いたします。番号37番は、令和3年2月総会の議案第9号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号3番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、17ページ、番号38番を審議いたします。番号38番は、先ほどの議案第40号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号15番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第43号、非農地証明願の承認についてを議題とします。まずは、19ページ、番号12番を審議いたします。現地を調査された、池袋委員の説明をお願いします。
委員	池袋	議案43号番号12番について報告します。総会資料は、36ページから38ページになります。調査日は5月11日 調査員は、井久保委員・安樂委員と私池袋です。事務局より2名の同行がありました。申請人は、志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇でした。申請地は、志布志町田之浦字宮地原441番5で、地目は畑、面積は169㎡です。申請地は、志布志市役所本庁から北北東方向に位置し、志布志から県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み、田之浦郵便局前を大越橋方向へ左折、県道塗木・大隅線を松山町尾野見方面へおよそ1.7km進んだところを、市道宮地線へ右折、およそ200m進んだ左側に位置します。聞き取ったところ、昭和61年に隣接地に住宅が建築されて以降、宅地として一体的に利用されており農地への復元が困難となったものです。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第43号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第44号、農用地利用集積計画決定についてを議題

<p>事務局次長 中水</p>	<p>とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 44 号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書 21 ページをお開きください。公告日は、令和 3 年 5 月 31 日で、田が 7,308 m²、畑が 16,507 m²の合計 23,815 m²となっております。所有権を移転する者 6 人、所有権の移転を受ける者 7 人となっております、いずれも売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書 22 ページから 24 ページに掲載してありますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいりません。それでは、22 ページ、番号 21 番から、24 ページ、番号 27 番までと、21 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局の説明を求めます。</p>
<p>主任主査 桑水</p>	<p>議案第 44 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、25 ページから 54 ページとなっております。まずは、議案書 25 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 3 年 5 月 31 日で、始期は令和 3 年 6 月 1 日となります。設定期間が、3 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 42,825 m²、畑が 67,876 m²、樹園地が 104,463 m²で、合計しますと 215,164 m²となり、うち更新分は 16,507 m²となっております。利用権の設定をする者の数が 40 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 23 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 17 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、26 ページから 49 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 50 ページの総括表でご説明申し上げ</p>

	<p>げます。公告日は令和3年5月31日で、始期が令和3年6月1日であります。設定期間は、5年から10年です。地目別の内訳は、田が19,608㎡、畑が25,838㎡、樹園地が11,383㎡で、合計しますと56,829㎡となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は7名であります。詳細につきましては、51ページから54ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第44号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議には入りません。まず、26ページ、番号1番を審議いたします。お諮りします。番号1番は、私に関係がございますので、ここで議長の勤めを、吉野職務代理に交代することに、ご異議ございませんか。</p>
議長 萩迫	
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。ここで交代いたします。
会場	(吉野職務代理 議長)
職務代理者 吉野	それでは、議長の代理を務めさせていただきます。番号1番は、萩迫委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、ここで退席をお願いいたします。
会場	(萩迫会長 退席)
職務代理者 吉野	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場 委員	(会場 なし)
職務代理者 吉野	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員	(会場 異議なし)
職務代理者 吉野	異議なしと認めます。ここで萩迫委員の入室を許可します。これで、私の勤めを終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。
会場	(萩迫会長 入室)
議長 萩迫	再開します。続きまして、番号2番から番号3番を審議します。番号2番から番号3番は、山迫委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、ここで退席をお願いいたします。
会場	(山迫委員 退席)

議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで山迫委員の入室を許可します。
会場		(山迫委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、27 ページ、番号 4 番から 49 ページ、番号 26 番までと、25 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。それでは、51 ページ、番号 1 番から、54 ページ、番号 12 番までと、50 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 44 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第 10、議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局次長	中水	議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。議案書 56 ページをお開きください。
		番号 15 の申出者は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地 4 筆の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、山迫委員、坪田委員の指名をご提

議長	萩迫	案いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。指名された委員の方々は、よろしくお願ひいたします。 次に、日程第 11、議案第 46 号、農業委員会活動の令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	小野	それでは、日程第 11、議案第 46 号、農業委員会活動の 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認についてを、ご説明申し上げます。この案件につきましては、本年 3 月の定例総会の議案第 22 号で、承認をいただいたところです。それにつきましては、市のホームページにて、4 月 1 日から 5 月 6 日まで、おおむね 1 ヶ月間 掲載致しまして、市民の意見を募集したところです。1 ヶ月間、市民の意見を 聞いたわけですが、意見等はありませんでした。そのことにより、再度、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきまして、御承認いただくものでございます。ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。
議長	萩迫	ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 46 号、農業委員会活動の令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、決定しました。 次に、日程第 12、議案第 47 号、農業委員会活動の令和 3 年度の目標及

<p>事務局長 小野</p>	<p>びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、日程第 12、議案第 47 号、農業委員会活動の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを、ご説明申し上げます。議案 第 46 号でも、申し上げましたが、この案件につきましても、本年 3 月の定例総会の議案第 23 号で、承認をいただいたところです。その後、昨年行われました農林業センサスの集計結果がこの度公表されましたので、それらを含め変更いたしました。それらの変更したうえで、令和 2 年度同様、市民の意見を聞くため、市のホームページに、4 月 1 日から 5 月 6 日 まで、おおむね 1 ヶ月間 掲載したところです。その結果、意見等はありませんでしたので、再度、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画として承認をいただくものです。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 12、議案第 47 号、農業委員会活動の 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については 決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>